

町税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町税等の滞納者に対する町で行う行政サービス給付等の制限（以下「サービス制限」という。）を実施し、税に対する認識を高め、税の公平性及び税行政の適正化を図り行政サービスの受益と負担を明確にし、収納率向上に資するものである。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町税等 大和町税条例（昭和 30 年大和町条例第 6 号）第 3 条第 1 号から第 3 号及び大和町国民健康保険税条例（昭和 32 年大和町条例第 11 号）並びに大和町介護保険条例（平成 12 年大和町条例第 4 号）第 2 条、大和町後期高齢医療に関する条例（平成 20 年 3 月 7 日大和町条例第 2 号）に規定するものをいう。
- (2) 滞納者 納付すべき町税等がその納期限を超過し、未納となっている状態の者をいう。
- (3) 給付等 補助金交付、利子補給、融資あっせん、登録、資格等をいう。

(対象事業)

第3条 対象とする事業は別表に掲げる事業とする。

(サービス制限措置)

第4条 前条に掲げる事業担当所管課等（以下「担当課等」という。）は、町税等の滞納者であることを確認できた場合、対象事業についてサービス制限する措置を講ずることができる。

2 担当課等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象者について税務課徴収対策係と連携し納税相談等により町税等の納付促進を図り、第 1 条の趣旨に則り、厳格かつ公平な対応により、サービス制限の可否を判断するように努めなければならない。

3 担当課等は、対象事業のサービス制限を条例等に明文化しなければならない。

4 担当課等は、対象事業の申請書等に大和町個人情報保護条例（平成 17 年大和町条例第 3 号）第 7 条第 2 項第 8 号の規定による、申請人が町税等の完納状況を確認することに同意する旨の文言を明文化しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。